

遺言書の検認の必要書類チェックリスト

裁判所の案内どおり、検認の要否・必要書類・費用・流れを確かめる | 登録不要・無料・2026年版

1. 検認が必要な遺言書かどうか

遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく家庭裁判所に遺言書を提出して検認を請求します(民法第1004条)。手元の遺言書の種類に✓を付けます。

✓	遺言書の種類	検認	根拠
☐	自筆証書遺言(法務局の遺言書保管制度を使っていないもの)	検認が必要	民法第1004条第1項／日本公証人連合会「2 遺言」
☐	秘密証書遺言	検認が必要	日本公証人連合会「2 遺言」(遺言書保管制度は利用できず、検認手続きを受けなければならない)
☐	自筆証書遺言で、法務局の遺言書保管制度を使っていたもの	検認は不要	遺言書保管法第11条／法務省「自筆証書遺言書保管制度」。相続人等は遺言書情報証明書の交付を受けられます
☐	公正証書遺言	検認は不要	民法第1004条第2項(前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない)

封印のある遺言書は、開けずに家庭裁判所へ

民法第1004条第3項「封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがないければ、開封することができない。」／民法第1005条「前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。」

2. 申立ての基本(申立人・申立先・費用・申立書)

終わったら✓、日付や裁判所名はメモ欄へ。

✓	項目	裁判所の案内	メモ
☐	申立人	遺言書の保管者／遺言書を発見した相続人	申立てをする人：
☐	申立先	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所 裁判所の「申立書提出先一覧(家庭裁判所)」で調べられます	家庭裁判所名：
☐	費用	遺言書(封書の場合は封書)1通につき収入印紙800円分・連絡用の郵便切手 郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の家庭裁判所の案内で確認します	遺言書の通数： 郵便切手の額：
☐	検認済証明書	検認が終わった後、遺言書1通につき150円分の収入印紙で申請 遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書が付いている必要があります	申請した日：
☐	申立書	裁判所の「遺言書の検認の申立書」の書式(Word)と記入例(PDF)を使う 裁判所の「申立て等で使う書式」のページからダウンロードできます	書いた日：

3. 全員が用意する書類 相続人が誰であっても(裁判所の【共通】)

裁判所が【共通】としている標準的な添付書類に、申立書を加えています。

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	申	申立書(遺言書の検認の申立書) 裁判所の書式と記入例を使います	
☐	1	遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	2	相続人全員の戸籍謄本	
☐	3	遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

メモ(遺言者の氏名・最後の住所・本籍、遺言書の保管者・発見者、遺言書の通数、家庭裁判所に確認したこと)

遺言書の検認の必要書類チェックリスト

相続人の組み合わせ別の追加書類と、検認の当日までの流れ

裁判所の案内で、共通の書類に加えて追加の書類が掲げられているのは、次の2つの区分です。相続人が誰かは戸籍で確かめ、迷ったら家庭裁判所・司法書士・弁護士に確認します。

■ 相続人が(配偶者と)父母・祖父母などの場合(第二順位)

共通の書類に加えて、次の書類を用意します(番号は裁判所の案内の番号)。裁判所の区分:【相続人が遺言者の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	遺言者の直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))で死亡している方がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

■ 相続人がいない・配偶者だけ・(配偶者と)兄弟姉妹やおいめい(第三順位)の場合

共通の書類に加えて、次の書類を用意します(番号は裁判所の案内の番号)。裁判所の区分:【相続人が不存在の場合、遺言者の配偶者のみの場合、又は遺言者の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	5	遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	6	遺言者の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	7	代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

書類全体の注意(裁判所の案内)

- ・ 同じ書類は1通で足ります。
- ・ 申立前に入手できない戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- ・ 戸籍等の謄本は「全部事項証明書」という名称で呼ばれる場合があります。
- ・ 戸籍等に代えて「法定相続情報一覧図の写し」を提出できる場合があります(申立てをする家庭裁判所に確認)。
- ・ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められることがあります。

■ 4. 検認の当日までの流れ 裁判所が「通常は」として示す流れ

✓	段階	裁判所の案内	メモ
☐	1. 申立て	申立書と添付書類を、遺言者の最後の住所地の家庭裁判所に出します	申立てをした日:
☐	2. 検認期日の通知	裁判所から相続人に検認期日(検認を行う日)の通知があります。申立人以外の相続人が出席するかは各人の判断で、全員がそろわなくても検認手続は行われます	検認期日:
☐	3. 検認期日	申立人が遺言書を提出し、出席した相続人等の立会いのもと、裁判官が封がされた遺言書を開封のうえ検認します。申立人は遺言書と、担当者から指示されたものを持参します	持参するもの:
☐	4. 検認済証明書の申請	遺言の執行をするためには遺言書に検認済証明書が付いていることが必要なので、申請します(遺言書1通につき150円分の収入印紙)	受け取った日:

このチェックリストについて

裁判所が「標準的な添付書類」として掲げている書類を、区分どおりに並べた一般的なチェックリストです。申立てを受けた家庭裁判所が、追加の書類を求めたり、書面で照会したり、事情をたずねたりすることがあります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。検認は遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。遺言の効力や内容の解釈、遺産の分け方など個別の判断は、弁護士・司法書士・家庭裁判所に相談してください。

出典(2026年10月4日確認):裁判所「遺言書の検認」www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui.kazi/kazi.06.17/index.html / 裁判所「遺言書の検認の申立書」www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki.kazisinpan/syosiki.01.17/index.html / 民法 第1004条・第1005条(e-Gov法令検索) / 法務局における遺言書の保管等に関する法律 第11条(e-Gov法令検索) / 法務省「自筆証書遺言書保管制度」www.moj.go.jp/MINJI/01.html / 日本公証人連合会「2 遺言」www.koshonin.gr.jp/notary/ow02